

前橋市における法人市民税法人税割の税率改正について

1 法人税割の税率について

前橋市の改正後の法人税割税率は下記のとおりです。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）から適用になります。

	法人税割税率
改正前	12.1%
改正後	8.4%

2 予定申告の経過措置について

予定申告の法人税割は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額に「6 / (前事業年度又は前連結事業年度の月数)」を乗じて算出しますが、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は最初の連結事業年度の予定申告については、「3.7 / (前事業年度又は前連結事業年度の月数)」を乗じて算出**します。

事業年度開始年月日	予定申告の法人税割額
～令和元年9月30日	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 × $\frac{6}{\text{(前事業年度又は前連結事業年度の月数)}}$
令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 × $\frac{3.7}{\text{(前事業年度又は前連結事業年度の月数)}}$
令和2年10月1日～	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 × $\frac{6}{\text{(前事業年度又は前連結事業年度の月数)}}$

お問い合わせ先

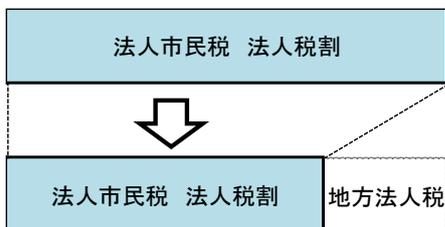
前橋市役所 市民税課 法人市民税係
電話：027-898-6209（直通）

前橋市からのお知らせ 《重要》

Q. 1 法人市民税の法人税割税率が改正された理由を教えてください。

A. 1 平成28年度税制改正で、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、法人市民税法人税割の税率を引下げ、その引下げ相当分について地方法人税の税率が引き上げされました。なお、地方法人税は国税であり、地方交付税の財源とされます。

イメージ図



Q. 2 法人市民税の法人税割税率は、全国の市町村すべて同じですか。

A. 2 各市町村で異なります。前橋市の改正後の税率は8.4%です。

Q. 3 仮決算による中間申告をしています、税率はどうなりますか。

A. 3 仮決算による中間申告をする法人は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の中間申告から改正後の税率8.4%を適用します。

Q. 4 なぜ予定申告の法人税割額の算出方法が1年だけ変わるのですか。

A. 4 通常の算出方法のままでは中間申告額が過大になってしまうため、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は最初の連結事業年度の予定申告については、算出方法が異なります。経過措置のため、次の事業年度では通常の算出方法に戻りますので注意してください。

3月決算法人を例にあげると、事業年度と税率適用は次のとおりです。

事業年度	中間申告			確定申告	
	申告納付期限	予定申告の算出	仮決算による中間申告の税率	申告納付期限	確定申告の税率
平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	令和元年12月2日	6 / (前事業年度又は前連結事業年度の月数)	12.1%	令和2年6月1日	12.1%
令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	令和2年11月30日	3.7 / (前事業年度又は前連結事業年度の月数)	8.4%	令和3年5月31日	8.4%
令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和3年11月30日	6 / (前事業年度又は前連結事業年度の月数)	8.4%	令和4年5月31日	8.4%

Q. 5 均等割の税率は改正がありましたか。

A. 5 前橋市の均等割税率に変更はありません。

※地方法人税・群馬県の法人県民税に関しては、下記へお問い合わせください。

地方法人税：最寄りの税務署

群馬県の法人県民税：群馬県前橋行政県税事務所 電話 027-234-1800